

第4章 生徒会会則

第1節 総則

- 第1条 本会は北海道礼文高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は次の目的をもって活動する。
- 1 本会はホームルームを基盤とした自主的活動を通じて民主的に行動する態度と自主的な能力を養い、将来良識のある社会人となる資質を育成する。
 - 2 本会は会員相互の親睦と文化的教養並びに体力の向上を図り、健全で友愛に富む精神を育成する。
- 第3条 本会の活動はすべて校長の承認を得て実施し、本校全職員の適切な指導と助言を得ながら民主的に運営する。

第2節 会員

- 第4条 本会は北海道礼文高等学校に在籍する全生徒で構成する。
- 第5条 本会員は会費の納入、並びに生徒会活動に積極的に参加する義務を持つ。

第3節 構成及び役員

- 第6条 本会には目的達成のために次の機関を置く。
- ①生徒総会 ②執行部 ③評議会 ④常任委員会 ⑤ホームルーム ⑥外局
⑦部 ⑧選挙管理委員会 ⑨特別委員会 ⑩会計監査
- 第7条 本会各機関には必ず若干名の顧問を委嘱するものとし、執行機関である執行部・常任委員会・外局および部・同好会の顧問の決定は校長が行う。
- 第8条 本会には次の役員を置く。
- ①会長 ②副会長 ③書記 ④会計 ⑤各常任委員長 ⑥外局長
⑦選挙管理委員長 ⑧会計監査員 ⑨評議会議長 ⑩評議員
- 第9条 前項のうち各常任委員長は各常任委員の互選により会長が任命する。
- 第10条 各役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は生徒会の会務を総括し、生徒会及び執行部を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は任務を代行する。
 - 3 書記は本会の書記をつとめ、生徒会関係書類の保管をする。
 - 4 会計は本会の会計事務を行い、関係書類の保管をする。
 - 5 各常任委員長はその常任委員会の運営にあたる。

第4節 執行部

- 第11条 執行部は本会の運営全体について最高執行機関としての機能を持つ。
- 第12条 執行部の構成は次の通りとする。ただし、書記と会計は兼任することができる。
- ①会長（1名） ②副会長（1名） ③書記（1名） ④会計（1名）
- 第13条 本会役員の仕事規程は別に定める（生徒会役員選挙細則）。
- 第14条 本会役員の仕事期は後期より向こう1ヶ年とし、補欠役員の仕事期は残留期間とする。
- 第15条 役員に欠員が生じた際は次のようにする。
- ・会長・・・新会長が選出されるまで副会長が代行する。
 - ・その他の役員・・・補欠選挙を行う。
- 第16条 執行部役員は外局長、副外局長、部長、副部長を兼任することができる。

第5節 総会

- 第17条 生徒総会（以下総会と称する）は本会の最高決議機関である。
- 第18条 総会は校長の承認を得て会長が召集する。
- 第19条 総会には次の役員を置く。
- 1 議長（2名）・・・選出については全会員を対象とする。
 - 2 書記（1名）・・・執行部書記が兼ねる。
- 第20条 総会は本校全会員をもって構成し、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決には出席会員の過半数を要し賛否同数の場合は議長の決定による。
- 3 定例総会・・・決算報告及び新年度予算案を議題とする時。
 - 4 臨時総会・・・会長が必要と認めた時。全会員の5分の2以上の署名が会長に提出された時。
- 第21条 総会に提出される議題はいずれの場合も評議会の承認を得たものとする。

第6節 評議会

- 第22条 評議会は生徒総会に次ぐ決議機関である。
- 第23条 評議会は、各ホームルーム委員長及び副委員長で構成され、評議会議長はその2・3年生の評議委員より会長が指名する。
- 第24条 評議会は会長及び各ホームルーム委員長の要請のあった場合に召集される。
- 第25条 評議会は次の機能を持つ。但し、総会がそれを代行することができる。
- 1 総会に提出する事項の作成および指定
 - 2 会計報告の要求
 - 3 部の設立及び解散の審議
 - 4 予算案審議
 - 5 規約改正の発議
 - 6 その他必要事項の審議決定
- 第26条 評議会の運営は評議会細則による。

第7節 常任委員会

- 第27条 本会の下部執行機関として次の常任委員会を置く。
- 1 図書常任委員会・・・ 図書館の管理・運営に関する業務を行う。
 - 2 ボランティア常任委員会・・・ 町内諸行事へのボランティア参加呼びかけや積極的な参加、また校内におけるボランティア活動の計画と実行をする。
 - 3 体育常任委員会・・・ 体育的諸行事の計画と実行に努め、体育活動の向上を図る。
- 第28条 常任委員はホームルームから選出する。委員の人数は、生徒数に応じて生徒会顧問が設定する。
- 第29条 常任委員会は委員の互選により正副委員長、各1名を置く。ただし、後期の委員長は3年生によるものとしなない。

第8節 選挙管理委員会

- 第30条 本会には選挙管理委員会を常設する。
- 第31条 選挙管理委員会は選挙事務、及び辞任・解任の時の事務手続きを行う。
- 第32条 選挙管理委員会は各ホームルームより選出された委員で構成し、委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。
- 第33条 選挙に関する細則は別に定める（生徒会役員選挙細則）。
- 第34条 辞任・解任の手続は本会則第14節により行うものとする。

第9節 特別委員会

- 第35条 特別委員会は執行部が特別行事執行上必要と認めた場合、会長の決定により設置する。
- 第36条 構成員は必要に応じて執行部で選定する。ただし委員長、副委員長は委員の互選による。
- 第37条 特別委員会は特別行事執行上必要な計画や要領を作成し、会員の承認を得てそれを執行する。
- 第38条 特別委員会は特別行事の終了後解散する。

第10節 外局

- 第39条 本会には執行部の外局を設置する。
- 第40条 外局は同好者をもって構成し、外局長は局員により互選される。
- 第41条 外局の運営は外局細則による。

第11節 ホームルーム

- 第42条 各ホームルームは本会の活動を推し進める基礎組織であり、次の役員を置く。
①ホームルーム委員長 ②ホームルーム副委員長 ③会計 ④常任委員 ⑤選挙管理委員
⑥評議委員はホームルーム委員長及び副委員長とする
- 第43条 各ホームルーム委員長、副委員長及び常任委員の任期は前期役員決めより前期終了までとし、役員改選後より後期終了までとする。ただし、選挙管理委員のみ活動内容が短期間という点から通年とする。

第12節 部

- 第44条 本会には文化部・体育部を置く。
第45条 部には部員の互選により部長1名、副部長1名、及び必要に応じてマネージャーを置く。
第46条 部長は予算審議及び必要に応じて評議会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は持たないものとする。
第47条 部の運営は部細則による。

第13節 会計

- 第48条 本会の収入は次の通りとする。
①入会金 ②会費 ③その他の雑収入
第49条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
第50条 本会の会計に関する事項は別に定める（会計細則）。
第51条 会計監査は1、2年生の各ホームルーム会計が行う。

第14節 解任及び辞任

- 第52条 選挙により選出された全ての役員は会員の意志によって解任することができる。
第53条 前条の役員を解任するためには全会員の5分の1以上の署名を添付した理由書をもって選挙管理委員長に提出しなければならない。
第54条 解任要請のあった場合、選挙管理委員会はその真偽を確認したのち受理する。
第55条 選挙管理委員会は受理した日より10日以内に評議会を通じて全会員に公表し、さらに10日以内に全会員の投票により信任・不信任を明らかにしなければならない。
第56条 会員総数の過半数の不信任によって解任が決定する。ただし解任を要求された役員は解任の成立までその職務を行う。
第57条 本会に会員がその地位を辞するときには執行部及び選挙管理委員会にその旨届け出なければならない。また選挙管理委員会は評議会を通じ全会員に公表しなければならない。
第58条 選挙管理委員会は役員の前条の届出のあった日より10日以内に評議会の承認を受けるための手続を行わなければならない。
第59条 前条の承認は評議会の投票をもって行い、会長は評議会の過半数、その他の役員は3分の1以上の承認を得たのち辞任できる。
第60条 会長の任命による委員及び公選によらない委員の解任は理由書を添付し、評議会の過半数の承認を得たのち成立する。

第15節 改正

- 第61条 本会則の改正を要求するものは全会員の5分の1以上の同意者の署名による文書をもって評議会に提出しなければならない。
第62条 この文書は評議会において審議され、3分の2以上の承認を得たのち総会にかけられ、過半数の承認を得た場合成立する。
第63条 執行部及び評議会は会則改正の発議権を持つ。この場合の手続きは前条の規定による。

附 則

- 本会則は昭和56年 5月23日より施行する。
平成 4年 2月10日 一部改定
平成 4年 4月 1日 施行
平成13年 4月 1日 一部改定
平成14年 4月 1日 一部改定
平成18年 9月 8日 一部改定
平成22年 4月 1日 一部改定
平成28年 4月 1日 一部改定
令和 2年 5月22日 一部改定
令和 4年 3月18日 一部改定
令和 5年 3月17日 一部改定

第5章 評議会細則

第1節 総則

第1条 この細則は生徒会会則第6節第26条に基づき評議会の議事運営を規定したものである。

第2条 評議会は生徒総会に次ぐ議決機関であり公開とする。

第2節 役員

第3条 本会は評議会議長、書記を役員とする。

第4条 本会における書記は執行部役員がこれにあたる。

第5条 議長は議場の秩序を保持し、議事の運営進行にあたる。

第6条 書記は議場において決定事項を報告し、議事録を保管する。

第7条 各ホームルーム評議委員は本会において各ホームルームの全権を有し、その任務にあたる。

第3節 開会及び閉会

第8条 議長は開会に際しては出席委員数を報告しなければならない。

第9条 本会は全評議委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第10条 開会時刻・閉会時刻は議長が定める。

第4節 運営

第11条 発言の際は一切議長の許可を必要とする。

第12条 議長は議事整理上、必要と認めたときは発言を停止または打ち切ることができる。

第13条 議長は緊急動議の際は職権で処理する。

第14条 緊急動議とは議事進行、議事中止、休息、討議打ち切り、開会、議事延長の動議などとする。

第15条 議決は出席した評議委員の過半数の賛成を必要とする。ただし賛否同数の場合は議長の決定による。

第16条 会長に再審議を要求された議決については出席委員の3分の2以上の多数で可決したとき成立する。

第17条 議長は採決後、その結果を発表しなければならない。

第5節 傍聴

第18条 傍聴者はすべて議長の指示に従わなければならない。

第19条 傍聴者は議長の許可がないかぎり、いかなる時でも意思表示できない。

附 則

この細則は昭和56年 6月 1日より施行する。

平成 4年 2月10日 一部改定

平成 4年 4月 1日 施行

令和 5年 3月17日 一部改定

第6章 会計監査規程

第1節 総則

第1条 この規程は会計監査の運営を定めたものである。

第2節 役員

第2条 会計監査員は1、2年生の各ホームルームの会計とし、2名をもって構成される。

第3条 会計監査員の任期は後期より半年とし、補欠役員の任期は残留期間とする。

第3節 業務

第4条 会計監査員は予算編成時、中間報告時、学年末その他必要と認めたとき監査することができる。

第5条 会計監査員は監査する場合、必ずその機関の責任者または顧問立会いのもとで行われなければならない。

第6条 会計監査員は次の事項を監査する。

- 1 証拠書類の有無
- 2 備品台帳の整備
- 3 備品の管理状態
- 4 収入支出の確認

附 則

この規定は昭和56年 6月 1日より施行する。

平成 4年 2月 10日 一部改定

平成 4年 4月 1日 施行

平成 18年 9月 8日 一部改定

平成 28年 4月 1日 一部改定

第7章 会計細則

第1節 総則

第1条 この細則は本会会則第13章第50条に基づきこれを定める。

第2条 本会の会計に関する諸事務は生徒会会計が行うこととする。

第2節 予算

第3条 本会会則第13章第48条に定める一切の収入を歳入とし、各機関において必要な経費を歳出する。

第4条 本会の予算は執行部において第1次査定を行い、各機関の代表者との協議による第2次査定を経て評議会に提出する。評議会は予算案を審議決定し、総会において最終決定する。

第5条 本会の予算を経費として活動する機関を次のように定める。

①執行部 ②常任委員会 ③外局 ④体育・文化部

第6条 予算には次の項目を必ず含まなければならない。

1 執行部費

(1) 遠征費・・・ 地区大会、及び遠征規定に定められた遠征に関する費用及び島内の行事に参加するための交通費。

(2) 登録費等・・・ 高文連・高体野連への加盟および大会参加に関する費用。

(3) 事務費・・・ 生徒会執行部に必要とする費用。選挙事務に必要とする費用。

2 部費、外局費

3 予備費

第7条 予備費は予算成立後設立された部のその年度の予算を支出し、また予期しない支出に備える。

第8条 予算成立後、解散を命じられた部の予算は予備費に繰り入れることとする。

第9条 本会は年度当初において成立した予算の内容に修正の必要が生じたときは、執行部予備費に限り補正予算をくむことができる。この予算は執行部での査定を経て評議会の承認を得ることとする。

第3節 支出

第10条 本会の各機関の会計責任者は物資購入または経費支出にあたって生徒会会計に経費支出を申し出なければならない。

第11条 所定の注文書には購入予定の物資とその明瞭なる金額を記入し、顧問または代表者の捺印の上、生徒会会計に提出しなければならない。前項の規定を無視したもの、または注文書によらない購入は、その支払いをしない。

第12条 生徒会会計は、注文書記入事項を審理し正当と認めるとき、生徒会顧問及び校長の承認の後、購入許可を与える。

第13条 執行部費を除く各機関の年度末における会計締め切りは3月とする。

第4節 書類

第14条 本会会計は次の書類を備えて収支を明確にし、これに関する書類を保管しなければならない。

①出納簿及び関係書類 ②備品台帳 ③証拠書類

第15条 本会各機関の会計責任者は、所属機関の収支を明確にし、本会会計の要求があるときこれを提出しなければならない。

第5節 決算

第16条 本会会計責任者は、監査員の要求のあるときは、関係書類（第14条①～③）を提出しなければならない。

第17条 本会会計は評議会の要請があれば、そのときまでの会計報告をしなければならない。

第18条 本会会計は年度末に本会の決算を行い評議会及び総会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は昭和56年 6月 1日より施行する。

平成 4年 2月 10日 一部改定

平成 4年 4月 1日 施行

平成 13年 4月 1日 一部改定

平成 22年 4月 1日 一部改定

平成 28年 4月 1日 一部改定

平成 29年 7月 10日 一部改定

令和 2年 5月 22日 一部改定

令和 5年 3月 17日 一部改定

第8章 外局細則

第1節 総則

- 第1条 第1条 生徒会会則第10節第41条に基づき、外局の運営を規定したものである。外局の任務は次の通りとする。
・放送局・・・放送及びそれに関する一般的業務
- 第2条 外局は生徒会の広報活動の中核であって、その使命を忠実に実行しなければならない。

第2節 構成及び運営

- 第3条 外局は同好者をもって構成される。
- 第4条 外局は局長1名、副局長1名、顧問若干名を置く。また、必要に応じて会計1名を置くことができる。
- 第5条 局長、副局長は局員が互選し、顧問は校長が任命する。
- 第6条 局長は局の備品整理保管及び会計事務を行う。ただし、会計事務は会計がこれを代行できる。
- 第7条 副局長は局長が事故あるときは任務を代行する。
- 第8条 外局は独自に内規を定めることができる。
- 第9条 外局が生徒会以外の団体に加入する、または参加するときは校長の許可を必要とする。
- 第10条 同好者の脱退加入は自由である。

第3節 会計

- 第11条 局長は年度当初、会長の指定する日までに年間活動計画書を添えた予算見積書を提出しなければならない。
- 第12条 局の経費は生徒会がこれを支出する。
- 第13条 局は局員から部顧問会議で承認された額を越えない経費を徴収できる。

附 則

- この細則は昭和56年 6月 1日より施行する。
- | | | |
|-------|--------|------|
| 平成 4年 | 2月 10日 | 一部改定 |
| 平成 4年 | 4月 1日 | 施行 |
| 平成13年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成18年 | 9月 8日 | 一部改定 |
| 平成22年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成28年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 令和 5年 | 3月 17日 | 一部改 |

第9章 部細則

第1節 総則

- 第1条 この細則は生徒会会則第5章第47条に基づき、部の運営を規定したものである。
- 第2条 部は本校生徒会員の同好者による組織で本校生徒会に属する。
- 第3条 部の活動はそれぞれの分野において互いに研究・練習・修練し、個性を伸ばし、自主性を養い、生徒会の目的を達成するために行う。

第2節 設立および廃部

- 第4条 部の設立は、次の条件をすべて満たしたときに限る。
- 1 部活動として1年以上定期的、継続的な活動ができること。
 - 2 活動に支障がない活動場所が確保されていること。
 - 3 指導する教員が顧問の依頼を承諾すること。
 - 4 同好会として1年以上定期的、継続的な活動が認められていること。
 - 5 当該競技においての試合出場条件が満たされていること。
- 第5条 第4条の条件を全て満たしたときは、当該教員が生徒会顧問へ所定の設立要望書を提出し、生徒指導部・職員会議で了承された後、生徒総会で過半数の承認を得たとき、又は評議会で承認されたとき認められる。
- 第6条 次の条件のいずれかに該当したときは、休部又は廃部の対象とする。
- 1 一年間を通じて部として定期的、継続的な活動をしなかったとき。
 - 2 その他不当と認められる理由のあるとき。
- 上記該当の場合は、翌年から一年間の休部扱いとし、その期間内は第4条に準じて復部できる。その期間内に復部なき場合は廃部となる。
- 第7条 第6条のその適用は、生徒指導部で審議し、職員会議で了承された後、生徒総会において過半数の承認を得たときに行われる。

第3節 構成及び運営

- 第8条 部には部長1名、副部長1名、顧問若干名を置く。また、必要に応じてマネージャーを置くことができる。また、加入希望者は部活動入部承諾書を顧問に提出する。
- 第9条 部長、副部長は部員の互選とし、顧問は校長が任命する。
- 第10条 部長はその部の中心となり備品の整理保管及び部長事務を行う。また、マネージャーは備品の整理保管及び会計事務を代行する。
- 第11条 副部長は部長が事故ある時その任務を代行する。
- 第12条 部は独自に内規を定めることができる。
- 第13条 部は本校生徒会以外の団体に加入、または参加するときは、校長の許可を得なければならない。
- 第14条 部員の加入脱退は自由である。
- 第15条 兼部は、活動に支障がないことを条件とし、双方の顧問同士の下承があれば二つまでは認められる(ただし、運動部同士の兼部は認めない)。
- 第16条 大会参加において定められた正規人員に満たず、出場に支障が起こる場合においては臨時部員の補充を認める。生徒会執行部の承諾を得た後、職員会議を経て校長が決定する。(ただし臨時部員はあくまでも正規の部員の不足を補充するものであり、個人種目には参加できない。)
- 第17条 部長は正当な理由があれば部員を除名することができる。
- 第18条 平日の活動時間は、18時30分とする。ただし、大会前などの練習による延長は19時までとし、事前に生徒指導部を経由して職員の下承を得なければならない。

第4節 会計

- 第19条 部の経費は生徒会がこれを支出する。
- 第20条 部長は学年はじめ生徒会長の指定する日までに年間活動計画書を添えた予算見積書を生徒会長に提出しなければならない。
- 第21条 部は部員から部顧問会議で承認された額を越えない経費を徴収できる。
- 第22条 部における生徒会及び部員以外からの特別収入は、該当部の会計に繰り入れるものとする。
- 第23条 特別収入を得るための活動は校長の許可を得なければならない。

附 則

- この細則は昭和56年 6月 1日より施行する。
- | | | |
|-------|--------|------|
| 平成 4年 | 2月 10日 | 一部改定 |
| 平成 4年 | 4月 1日 | 施行 |
| 平成13年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成22年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成28年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成29年 | 7月 10日 | 一部改定 |
| 令和 2年 | 5月 22日 | 一部改定 |
| 令和 3年 | 6月 22日 | 一部改定 |

第12章 生徒会役員選挙細則

第1節 総則

- 第1条 第4章生徒会会則第8節・第33条に基づき、これを定める。
第2条 本会の選挙に関する運営、管理、諸事務は選挙管理委員会（以下「委員会」と称す）が行う。

第2節 選挙権及び被選挙権

- 第3条 北海道礼文高等学校生徒会員（以下「会員」と称す）は生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。

第3節 選挙人名簿

- 第4条 委員会は選挙実行日1週間前の日の会員名簿によって選挙人名簿とする。

第4節 選挙期日

- 第5条 生徒会役員の任期満了による選挙は役員の任期が終わる日の前30日以内に行う。総選挙の期日は7日前に公示しなければならない。

第5節 投票

- 第6条 選挙は投票により行う。
第7条 投票は役職1つにつき1人1票とする。
第8条 投票管理は委員会がこれを行う。
第9条
1 委員会は投票所の秩序を保持し、不正行為等を行おうとする者のある時は、これを制止し、指示に従わないときは投票所以外へ退出させることができる。
2 委員会は投票所を設置しなければならない。

第6節 開票

- 第10条 開票管理は委員会がこれを行う。
第11条 生徒会役員候補者は該当選挙の選挙権を有する者のなかから本人の承諾を得て開票立会人となるべき者1名を定め、選挙期日の前日までに委員会に届け出ることができる。
第12条 委員会はあらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。
第13条 開票は投票の当日または翌日行わなければならない。
第14条 委員会は開票立会人立ち会いの上投票を点検しなければならない。
第15条 投票の効力は立会人の意向を聴き投票管理者が決定しなければならない。その決定にあたっては第16条の規定に反しない限りにおいてその投票した選挙人の意志が明白であればその投票を有効としなければならない。
第16条 次の投票は無効とする。
1 所定以外のことを記載したもの。
2 不明確であると認められたもの。但しこの場合はその投票用紙を開票立会人に提示する。

第7節 候補者

- 第17条 生徒会役員は生徒会長・副会長・書記・会計を公選とする。
第18条 生徒会役員に立候補するものは該当選挙の公示のあった日から委員会所定の日までに委員会に届け出なければならない。また候補者が立候補を辞退するときは投票日5日前までに委員会に辞退届を提出しなければならない。
第19条 立候補締切時において会長候補がない場合は、他の役員選挙を行った後補欠選挙を行う。その他の役員に立候補者のない場合は新会長がこれを推薦し、評議会の承認を得る。

第8節 当選者

- 第20条 各選挙における当選者は次の区分による。
- 1 対立候補のない場合は信任投票をもってする。信任投票において認否同数の場合は再選挙を行う。又不信任の場合は本細則第7節第19条によって選出する。
 - 2 最高得票者。ただし同数の場合は決選投票を行う。この場合委員会はその日時を告示する。

第9節 選挙運動

- 第21条 選挙運動は各選挙につき、該当選挙の期日の前日までとする。
- 第22条 選挙運動に使用するポスターには、その表面に候補者及び責任者の氏名を記載し、一度委員会に提出しなければならない。
- 第23条 看板及びポスターを使用するときは委員会の定める枚数を越えることができない。
- 第24条 委員会は生徒会役員候補者の所見を選挙人に周知させるために立ち会い演説会において候補者及び責任者に限り演説を行わせることができる。なお、この細則は委員会がこれを定める。
- 第25条 個人演説会の開催は禁止する。

第10節 選挙管理委員会

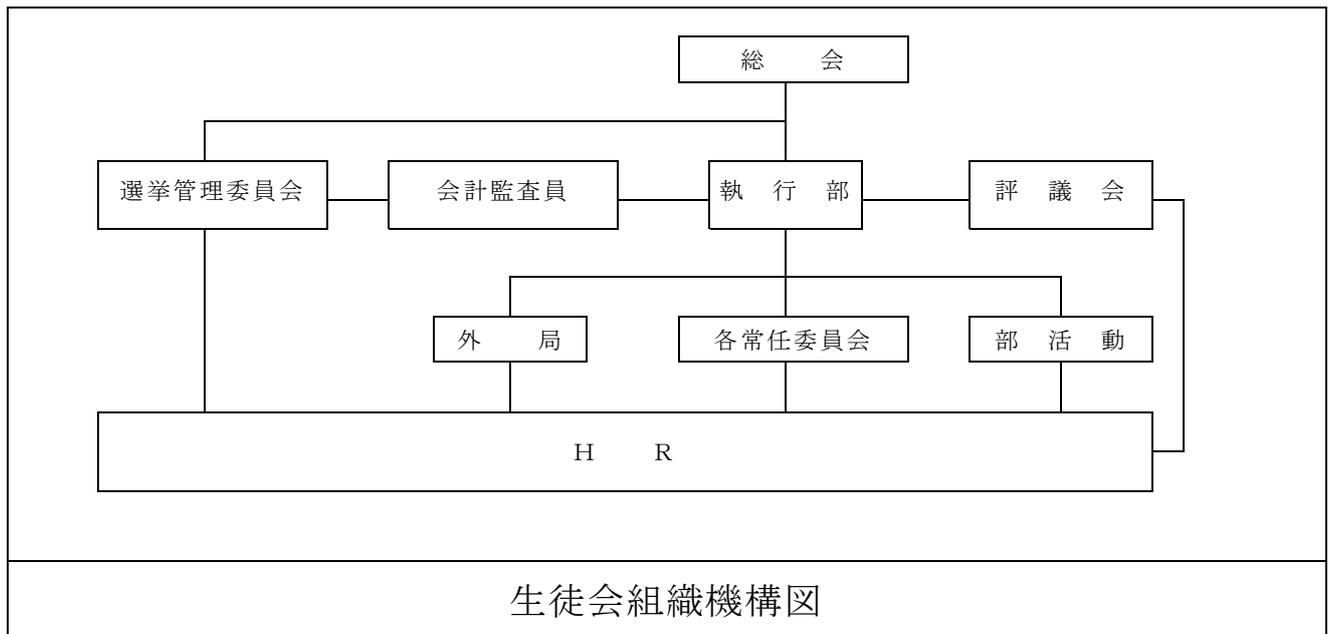
- 第26条 委員会は生徒会役員選挙に関する全ての事務を行う。
- 第27条 委員会の構成は次の通りとする。
- 1 ホームルームごとに1名の選挙管理委員を選出する。
 - 2 委員会は委員長1名、副委員長1名を互選する。
 - 3 委員長は委員会を代表して選挙事務を統括する。
- 第28条 委員会は委員長がこれを召集する。
- 第29条 委員の任期は前期開始時より翌年後期終了までとする。

第11節 補則

- 第30条 委員会の必要とする経費は生徒会より支出する。

附 則

- この細則は昭和56年 6月 1日より施行する。
- | | | |
|-------|--------|------|
| 平成 4年 | 2月 10日 | 一部改定 |
| 平成 4年 | 4月 1日 | 施行 |
| 平成13年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 平成18年 | 9月 8日 | 一部改定 |
| 平成28年 | 4月 1日 | 一部改定 |
| 令和 2年 | 5月22日 | 一部改定 |
| 令和 5年 | 3月17日 | 一部改定 |



日 課 表

清 掃	8 : 15 ~ 8 : 30
朝 読 書	8 : 30 ~ 8 : 40
S H R	8 : 40 ~ 8 : 45
1校時	8 : 50 ~ 9 : 40
2校時	9 : 50 ~ 10 : 40
3校時	10 : 50 ~ 11 : 40
4校時	11 : 50 ~ 12 : 40
昼 休 み	12 : 40 ~ 13 : 20
5校時	13 : 25 ~ 14 : 15
6校時	14 : 25 ~ 15 : 15
S H R	15 : 15 ~ 15 : 20
7校時 (S U T)	15 : 25 ~ 16 : 15